

犬山市環境審議会関係法令抜粋

■犬山市環境基本条例

（審議会の設置）

第 26 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関して基本的なことを調査審議するため、審議会を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、市の良好な環境を保つために必要なことを調査審議します。

3 審議会は、市が行う施策のうち環境の保全等を図るために重要な事項について必要があるときは、市長その他の関係行政機関に助言や勧告をすることができます。

（会議）

第 28 条 審議会の会議（以下この条において「会議」といいます。）は、会長が招集し、会議の議長になります。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集します。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

■犬山市環境基本条例施行規則

（会長と副会長）

第 7 条 審議会に、会長 1 名と副会長 2 名を置き、委員の互選でこれを定めます。

■環境基本法

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 44 条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

■犬山市附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン

（会議の公開）

第 8 条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 法令の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 犬山市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）第 8 条に規定する非公開情報に該当すると認められる事項について審議、検討等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより当該会議の運営に著しく支障をきたすと認められるとき。

■犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱

（会議の傍聴）

第 4 条 会議は、ガイドライン第 8 条第 1 項ただし書の規定により非公開とされる場合を除き、傍聴することができる。

（会議録の作成）

第 5 条 附属機関は、会議が終了したときは、会議録（様式第 2）を作成しなければならない。

2 前項の会議録には、附属機関の長が指定した者 2 人以上の署名を得るものとする。